

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 高年齢者雇用推進者設置要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第11条の規定により、高年齢者雇用推進者の設置について定めることを目的とする。

（任 命）

第2条 高年齢者雇用推進者は人事を担当する係長の職にある者を充てる。

（職 務）

第3条 高年齢者雇用推進者の職務は、高年齢者雇用確保措置を推進するための作業施設の改善その他の諸条件の整備とする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、高年齢者雇用推進者設置に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。